取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法

処方箋交付のみであれば「無」

○取り扱う医薬品の区分

	薬局、店舗において販売する医薬品	特定販売を行う医薬品
薬局医薬品（調剤された薬剤、薬局製造販売医薬品を除く。）	有　・　㊿	
薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）	有　・　㊿	有　・　㊿
要指導医薬品	㊀　・　無	
第１類医薬品	㊀　・　無	㊀　・　無
指定第２類医薬品	㊀　・　無	㊀　・　無
第２類医薬品（指定第２類医薬品を除く。）	㊀　・　無	㊀　・　無
第３類医薬品	㊀　・　無	㊀　・　無

※　「有・無」については該当するものに○をつけること。

○特定販売の方法

特定販売を行う際に使用する通信手段	☑インターネット　☑電子メール　□カタログ　☑電話 □折込チラシ　□ＦＡＸ　□その他（　　）	
特定販売の広告に薬局又は店舗の名称と異なる名称の表示	無　・　㊀	＜名称＞ ○○薬局○○店ネットショップ
特定販売の広告にインターネットを利用する場合の主たるホームページアドレス	※　複数ある場合は全て記載すること。 http://www.●●●..... 閲覧時に必要なパスワード　　無　・　㊀ （ＩＤ：●●●●　　パスワード：△△△△）	
特定販売の広告にインターネットを利用する場合の主たるホームページの構成の概要	別紙のとおり	
行政による監督のための設備の概要	※　特定販売のみを行う時間がある場合のみ ☑行政が指定した画像を電送できる設備 □その他（　　）	

ホームページの概要がわかる書類を必ず添付すること。

※　「無・有」については該当するものに○をつけ、有の場合は右側又は下にその内容を記載すること。
※　□については、該当するもの全てにレ点をつけること。
※　主たるホームページの構成の概要を示した書類として、以下の内容が分かる書類を添付すること。また、カタログ等を用いて特定販売を行う場合も、同様にその概要が分かる資料を提出すること。
・ホームページのトップページ　　・医薬品の表示内容（個別の販売ページ、医薬品一覧、検索結果等）
・薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項
・要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
・薬局又は店舗の主要な外観の写真など、薬事法施行規則別表第１の３に掲げる事項

（注）この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。